

平成 30 年（2018 年）11 月 7 日  
政 策 会 議 資 料  
健康医療部 北大阪健康医療都市推進室  
土木部 公園みどり室  
地域教育部 中央図書館

## 吹田市立図書館条例の一部改正及び吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例の制定等について

健都レールサイド公園及び（仮称）健都ライブラリーについて、健康寿命の延伸に資する取組を効果的に実施することを目的に一体的な運営を行うとともに、施設の管理運営については、民間ノウハウの活用により効果的、効率的で質の高い管理運営を行うため、指定管理者制度を導入します。

このため、次のとおり条例の改正及び制定をするものです。

- （１）吹田市立図書館条例の一部改正
- （２）吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例の新規制定

### 1 趣旨

北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトに、健都レールサイド公園及び（仮称）健都ライブラリーの整備を進めています。

両施設については、健康寿命の延伸に資することを目的とし、一体的な運営を行うとともに、施設の管理運営については、民間ならではのノウハウや創意工夫により、効果的、効率的で質の高い施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を導入します。

なお、両施設が一体となった事業を推進するため、指定管理者候補者の選定は健都レールサイド公園と（仮称）健都ライブラリーで一括して行います。

### 2 改正及び制定する条例の名称

- （１）吹田市立図書館条例【一部改正】（所管：地域教育部）
- （２）吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例【新規制定】（所管：健康医療部）

### 3 条例の概要

- （１）吹田市立図書館条例の一部改正

#### ア 名称及び位置の追加

吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町 2 番の一部及び 3 番

#### イ 設置目的及び事業

既存の吹田市立図書館の設置目的及び事業に加え、更に健都ライブラリーにおいては、健都の地域特性をいかし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行い、健康寿命の延伸に資することを目的とします。

#### ウ 指定管理者制度の導入

指定管理者を指定し、健都ライブラリーの管理業務のうち、施設の維持管理業務や窓口業務を行わせることとします。また、そのため指定管理者候補者選定委員会を設置します。

- （２）吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例

#### ア 目的

健都の地域特性をいかし、健都ライブラリーが行う事業と連携して健康の増進を図るた

めの事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とします。

#### イ 事業

上記目的を達成するため、健康の増進等に関する講座、研修会等の開催、健康の増進に資する施設の利用に関する指導及び助言等に関する事業を行うこととします。

#### ウ 指定管理者制度の導入

指定管理者を指定し、上記事業の実施や健都ルールサイド公園の管理業務(※)を行わせることとします。また、そのため指定管理者候補者選定委員会を設置します。

※制限行為の許可に関する業務

なお、公園施設の設置又は管理の許可、占用の許可等都市公園法において公園管理者が行う事務は、引き続き市が行う。

(参考)

健都ライブラリーの管理運営に関すること、指定管理者の指定期間、指定管理者の選定に関する事その他必要な事項は、別途規則で定めます。

## 4 都市公園条例との関連性

健都ルールサイド公園は都市公園であるため、一義的には都市公園条例が適用されます。その上で、公園の目的、事業、指定管理者に関する事等、健都ルールサイド公園に特化した事項を本条例に上乘せして規定します。

### ■条例の関連性イメージ

#### <健都ルールサイド公園の管理運営に関する条例>

- ・健都ルールサイド公園に特化した目的・事業
- ・指定管理者による管理、選定等 等

#### <図書館条例>

- ・健都ライブラリーの設置
- ・健都ライブラリーに特化した目的・事業
- ・指定管理者の管理、選定等

#### <都市公園法・都市公園条例>

## 5 施行日

- (1) 指定管理者の選定に関する規定 公布の日
- (2) 健都ルールサイド公園の管理運営に関する規定 平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日
- (3) 健都ライブラリーの指定管理に関する規定 平成 32 年(2020 年) 7 月 1 日
- (4) 健都ライブラリーの設置に関する規定 平成 32 年(2020 年) 11 月 11 日

## 6 パブリックコメントの実施

### (1) 意見提出期間

平成 30 年(2018 年) 8 月 1 日(水) ~ 8 月 31 日(金)

### (2) 意見の件数

合計 10 件(8 通)

### (3) 意見の概要

- ・指定管理者制度の導入により適切な管理運営がなされることを期待するもの(2 件)
- ・(仮称)健都ライブラリーの設備の充実を求めるもの(ウォータークーラー、ロッカー等)(2 件)
- ・0 系新幹線の有効活用を求めるもの(1 件)
- ・健康増進広場のゾーニングの効果的な運用を求めるもの(1 件)
- ・(仮称)健都ライブラリーへの専門職の配置を求めるもの(1 件)
- ・障がい者の生きがいづくりに配慮した図書館資料の充実を求めるもの(1 件)
- ・中央図書館の建替えの要望に関するもの(2 件)

## 7 今後の予定（案）

平成 30 年度 (2018 年度)	11 月	教育委員会会議において、吹田市立図書館条例の一部改正案の審議
		社会教育委員会会議において、吹田市立図書館条例の一部改正案の審議
		11 月定例会において、条例案及び指定管理者候補者の選定に必要な予算案（委員報酬）の提案を予定
	2 月	2 月定例会において、指定管理委託料等の予算案（債務負担行為等）及び健都ライブラリー建設工事に係る工事契約議案の提案を予定 指定管理者候補者の第 1 回選定委員会開催
平成 31 年度 (2019 年度)	4～10 月	指定管理者候補者の選定手続
	11 月	11 月定例会において指定管理者の指定に係る議案の提案を予定
平成 32 年度 (2020 年度)	4 月	指定管理者による公園施設の管理運営を開始
	7 月	指定管理者による（仮称）健都ライブラリーの施設管理及び開館準備を開始
	11 月	健都ライブラリーの供用開始

## 8 （参考）指定管理者に実施を求める業務（イメージ）

指定管理者は、健都レールサイド公園及び（仮称）健都ライブラリーの施設管理業務に加え、以下のような、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトとした、健康への意識や行動の変容を促す事業の実施を求める予定です。

### （1）健康増進事業

健都レールサイド公園及び健都ライブラリーならではの健康プログラムを定期的を実施し、高齢者や働き盛り世代、若い世代など、利用者の特性に合わせた循環器病予防や介護予防に資する事業を実施します。具体的には、健康増進広場や健都ライブラリー内の多目的室等を一体的に活用した健康講座や運動プログラム等を実施するとともに、健康応援コーナー等の運営を合わせて行います。

### （2）利用促進事業

健都レールサイド公園が市民にとって親しみのある多世代交流の場となるよう、利用者の増加を目的とした市民参加型イベントを実施します。

### （3）受付相談事業（常時）

健都ライブラリーに専門の職員が常駐し、公園の使い方や健康づくりのコツ等について、市民からの相談にアドバイスを行います。また、公園の許可に関する事務を行います。

### （4）啓発・広報事業

パネル展示、健康応援コーナーによる循環器病予防や介護予防に関する啓発事業を実施します。また、ホームページや SNS、ニュースレターなどを使った効果的な広報を行います。

### （5）その他

国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、市立吹田市民病院、駅前複合施設、高齢者向けウェルネス住宅と連携した事業を実施します。また、地域住民や各種団体と連携した事業を実施します。